

議案第 27 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

佐倉市中小企業資金融資条例（平成5年佐倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「競争力強化法上の」を削り、「第2条第24項」を「第2条第29項」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条第10号中「経営強化法上の創業者及び新規中小企業者」を「創業者」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「経営強化法上の創業者、新規中小企業者及び競争力強化法上」を「女性又は規則で定める年齢未満の男性（以下「若者」という。）」に改め、同号を同条第9号とし、同条第12号中「競争力強化法上の創業者」を「競争力強化法第127条第1項の認定を受けた市の創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業における創業についての指導、助言等を受けて市長の認定を受けた者その他これに類する者として市長が認めるもの（以下「認定支援創業者」という。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第13号中「経営強化法上の創業者、新規中小企業者」を「創業者」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第14号を第12号とし、第15号を第13号とする。

第3条第1項に次の2号を加える。

- (4) 市民税又は固定資産税の納税義務者であること（創業者（競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に限る。）を除く。）。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。

第3条第2項中「次に掲げる要件のいずれにも該当する」を「市内に店舗、工場、事業所、事務所等（以下「事務所等」という。）を有し、かつ、1年以上

継続して同一の事業を営んでいる」に改め、同項各号を削り、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 創業者（競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に限る。） 同項第1号、第3号及び第5号の計画が市内で行われるものであること。
- (2) 創業者（競争力強化法第2条第29項第2号に掲げる者に限る。） 同号の期間中、引き続き市内において事業を行っていること。
- (3) 創業者（競争力強化法第2条第29項第4号及び第6号に掲げる者に限る。） 同項第4号及び第6号の期間中、本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）の所在地が引き続き市内にあること。

第3条第4項各号を次のように改める。

- (1) 創業者（競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に限る。） 前項第1号に掲げる要件に該当し、かつ、創業を行おうとする個人又は会社の代表者が女性又は若者であること。
- (2) 創業者（競争力強化法第2条第29項第2号に掲げる者に限る。） 前項第2号に掲げる要件に該当し、かつ、創業を行おうとする個人が女性又は若者であること。
- (3) 創業者（競争力強化法第2条第29項第4号及び第6号に掲げる者に限る。） 前項第3号に掲げる要件に該当し、かつ、創業により設立された会社の設立時以降の代表者が女性又は若者であること。

第3条第5項各号を次のように改める。

- (1) 創業者（競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に限る。） 第3項第1号に掲げる要件に該当し、かつ、創業を行おうとする個人又は会社の代表者が認定支援創業者であること。

(2) 創業者（競争力強化法第2条第29項第2号に掲げる者に限る。） 第3項第2号に掲げる要件に該当し、かつ、創業を行おうとする個人が認定支援創業者であること。

(3) 創業者（競争力強化法第2条第29項第4号及び第6号に掲げる者に限る。） 第3項第3号に掲げる要件に該当し、かつ、創業により設立された会社の設立時以降の代表者が認定支援創業者であること。

第3条第6項各号を次のように改める。

(1) 創業者（競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に限る。） 第3項第1号に掲げる要件に該当し、かつ、競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号の計画が空き店舗等で行われるものであること。

(2) 創業者（競争力強化法第2条第29項第2号に掲げる者に限る。） 第3項第2号に掲げる要件に該当し、かつ、競争力強化法第2条第29項第2号の事業（現に空き店舗等で行われているものを除く。）が空き店舗等で行われるものであること。

(3) 創業者（競争力強化法第2条第29項第4号及び第6号に掲げる者に限る。） 第3項第3号に掲げる要件に該当し、かつ、競争力強化法第2条第29項第4号及び第6号の会社の本店等（現に空き店舗等にあるものを除く。）を空き店舗等に移転させて事業を行うこと。

(4) 中小企業者 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 1年以上継続して同一の事業を営んでいること。

イ 事業が空き店舗等で行われること。

第3条第7項中「次に掲げる要件のいずれにも該当する」を「市内に事務所等を有し、かつ、1年以上継続して同一の事業を営んでいる」に改め、同項各

号を削り、同条第8項中「第2項各号に掲げる要件に該当する」を「市内に事務所等を有し、かつ、1年以上継続して同一の事業を営んでいる」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 独立の生計を営み、市町村税の滞納がないこと。

第8条中「利子の」の次に「全部又は」を加える。

別表中

「

経営強化法上の創業者及び新規中小企業者	運転資金	1,500万円
	設備資金	
経営強化法上の創業者、新規中小企業者及び競争力強化法上の創業者	運転資金	500万円
	設備資金	
競争力強化法上の創業者	運転資金	1,000万円
	設備資金	
経営強化法上の創業者及び新規中小企業者	運転資金	500万円
	設備資金	1,500万円

」を

「

創業者	運転資金	1,500万円
	設備資金	
女性又は若者の創業者	運転資金	1,500万円
	設備資金	
認定支援創業者	運転資金	1,500万円
	設備資金	
創業者	運転資金	1,500万円
	設備資金	

」に改め、同表備考2

中「創業支援資金」の次に「、女性・若者チャレンジ資金、さくらチャレンジ資金」を、「融資限度額は、」の次に「資金の種類ごとに」を加え、同表中備考

3及び備考4を削り、備考5を備考3とし、備考6を備考4とし、備考7を備考5とし、備考8を削り、同表備考9中「8に定めるもののほか、」を削り、備考9を備考6に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項に2号を加える改正規定（同項第4号に係る部分に限る。）は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に融資の申込みがされたものについては、なお従前の例による。

3 附則第1項本文の規定の施行後に融資の申込みがされたものについては、この条例による改正前の佐倉市中小企業資金融資条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項第2号及び第3号、同条第3項第1号ア及び同項第3号ア、同条第4項第1号ア、同項第2号ア、同項第6号ア及び同項第8号ア、同条第5項第1号ア及び同項第2号ア、同条第6項第1号、同項第3号及び同項第5号ウ、同条第7項第2号及び第3号並びに同条第8項の規定は、附則第1項ただし書の規定の施行までの間は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例第3条第3項第3号ア	経営強化法第2条第4項第1号	競争力強化法第2条第29項第2号
	事業を行い、かつ、居住していること	居住していること
旧条例第3条第4項第2号ア	競争力強化法第2条第24項第2号の事業を創業の時	創業の時から引き続き市内において居住していること

	から引き続き市内において 行い、かつ、居住している こと	
旧条例第3条第 4項第8号ア	経営強化法第2条第4項第 1号	競争力強化法第2条第29 項第2号
	事業を行い、かつ、居住して いること	居住していること
旧条例第3条第 5項第2号ア	競争力強化法第2条第24 項第2号の事業を創業の時 から引き続き市内において 行い、かつ、居住している こと	創業の時から引き続き市内 において居住していること
旧条例第3条第 6項第1号	経営強化法上の創業者（経営 強化法第2条第3項第1号 及び第2号に掲げる者に限 る。）第3項第1号アから エまでに掲げる要件に該当 し、かつ、経営強化法第2条 第3項第1号及び第2号の 計画が空き店舗等で行われ るものであること	創業者（競争力強化法第2条 第29項第1号及び第3号 に掲げる者に限る。）現に 市内に居住していること
旧条例第3条第 6項第3号	新規中小企業者（経営強化法 第2条第4項第1号に掲げ る者に限る。）第3項第3 号ア及びイに掲げる要件に 該当し、かつ、経営強化法第 2条第4項第1号の事業（現 に空き店舗等で行われてい るものを除く。）を空き店舗 等にて行うこと	創業者（競争力強化法第2条 第29項第2号に掲げる者 に限る。）同号の期間中、 引き続き市内において居住 していること